

所 属	地域県民部 総合交通室		
担当(係)名	鉄道バスグループ	内 線	2733

(款)2総務費	(項)2企画開発費	(目)(5)交通対策費
(明細書事業名) 総合バス対策費、地方バス対策費 地方バス対策事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

910,827

2 当初予算(決定)額(千円)

862,887

【財源内訳】 一般財源

(前年度1,076,778)

862,887

3 事業概要

路線バスは住民にとって不可欠でありながら、マイカーの普及や少子化により輸送人員が減少し、路線バス事業の経営は極めて厳しい状況にある。このため、路線の運行維持に対して財政支援をし、生活路線を確保する。

また、バス路線の廃止問題が顕在化した市町村において路線の維持を望む場合、市町村が円滑な自主運行バスへの転換ができ生活路線が維持されるよう、自主運行バス事業に要する経費及び乗合バス事業者に市町村が補助する経費に対して、当該市町村に補助する。

4 施策の効果

県内事業者の路線バス事業における平均経常収支率は全国の路線バスにおける平均経常収支率の水準を上回っていることから、各事業者の収支率の現状維持を目標とする。

また、バス路線の廃止問題が顕在化してきた市町村における自主運行バスへの円滑な転換を図るとともに、効率的で利便性の高いバス路線を育成していくことを目標とする。

5 要求の内容

バス運行対策費補助金

生活交通路線維持費補助金……………275,102千円

車両購入費補助金……………120,000千円

地方バス路線特別対策費補助金

市町村自主運行バス総合補助金(運行費)……………426,938千円

市町村自主運行バス総合補助金(車両購入費)……………18,000千円

地域乗合バス路線維持費補助金……………14,779千円

バス活性化事業費補助金……………5,402千円

バス利用促進等総合対策事業

オムニバスタウン整備総合対策事業……………47,940千円

公共交通移動円滑化設備整備事業……………2,666千円

6 用語の解説

生活交通路線……………下記の要件をすべて満たす路線

(1)複数市町村にまたがる路線

(2)キロ程が10km以上の路線

(3)1日当たりの輸送量が15人以上150人以下の路線

(4)1日当たりの運行回数が3回以上の路線

(5)広域行政圏の中心都市等にアクセスする路線

(6)経常収益が経常費用の11/20以上の路線、またそれに満

- たない路線で経常費用の11/20と経常収益との差額を市町村が補助する路線
- 自主運行バス……道路運送法第80条第1項(自家用自動車の有償運送)または同法第21条第2号(一般貸切旅客自動車運送事業の乗合運送)の許可を受けて運行する路線バス
- 地域乗合バス路線……生活交通路線の要件を満たさない路線で、複数市町村にまたがり、1日当たりの輸送量が5人以上150人以下の路線
- オムニバス……乗合バスの語源で、もともとは「何のご用にも役立つ」という意味。現代においては、地域の足・まちづくり・環境問題等の“多様な社会的課題の解決のご用に役立つ”という意義が込められている。
- ワンコインバス……100円(ワンコイン)で乗車できるバス

## 7 決定内容

決定額 862,887千円

### バス運行対策費補助金

- 生活交通路線維持費補助金……………275,102千円
- 車両購入費補助金……………120,000千円

### 公共バス優先市街地活性化対策費補助金

- 市町村自主運行バス総合補助金(運行費)……426,938千円
- 市町村自主運行バス総合補助金(車両購入費)……18,000千円
- 地域乗合バス路線維持費補助金……………14,779千円
- バス活性化事業費補助金……………5,402千円

「地方バス路線特別対策費補助金」を「公共バス優先市街地活性化対策費補助金」と名称を変更し、市町村自主運行バスを公共事業として位置づけ、道路の混雑緩和、環境対策、交通安全等に資する有効な施策として支援を行っていく。

また、運行費の補助については、全国初となるワンコインバスに対する補助制度を導入した。

### バス利用促進等総合対策事業

- オムニバスタウン整備総合対策事業……………0千円
- 公共交通移動円滑化設備整備事業……………2,666千円

オムニバスタウン整備総合対策事業については、県の1/6補助は義務的なものではなく、財源的にも不利であり、今回は補助を見送るものとする。